



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社コロナ
 代 表 者 名 代表取締役社長 小林 一芳
 (コード：5909、東証第一部)
 問 合 せ 先 執行役員広報室部長 杉本 昌義
 (Tel. 0256-32-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 68 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 30 条第 2 項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 35 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己の株式の取得)および現行定款第 43 条(中間配当)を削除し、現行定款第 42 条(剰余金の配当)について所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、重複規定の整理、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	(削 除)
3. 監査役会	2. 監査等委員会
4. 会計監査人	3. 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 12 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 19 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>12 名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 23 条～第 25 条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 7 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>17 名以内とする。</u></p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。た</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>だし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 27 条 (省 略) (新 設)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>(顧問および相談役) 第 28 条 <u>当社は、取締役会の決議をもって顧問及び相談役を置くことができる。</u> (報酬等)</p>	<p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 29 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除) (報酬等) 第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (省 略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第 31 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u> (選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(補欠監査役の予選の効力) 第 33 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4 年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期) 第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の<u>規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人の責任</p> <p>第 40 条 (省 略)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 41 条 (省 略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する<u>ことができ</u>る。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 6 章 会計監査人の責任</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当) 第 42 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当) 第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第 44 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなおお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなおお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>附則 第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)
平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)

以 上